

令和元年生駒市教育委員会第10回定例会会議録

1 日 時 令和元年10月28日(月) 午前9時30分～午前11時37分

2 場 所 生駒市役所 401・402会議室

3 審査事項

- (1) 報告第17号 令和元年生駒市議会第5回(9月)定例会提出議案の結果について
- (2) 報告第18号 生駒市子どものための教育・保育給付の支給認定に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- (3) 報告第19号 生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例施行規則の制定について
- (4) 報告第20号 生駒市特定教育・保育施設における給食費徴収規則の制定について
- (5) 議案第30号 生駒市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

4 教育委員会出席者

教育長	中 田 好 昭		
委員(教育長職務代理者)	飯 島 敏 文	委員	寺 田 詩 子
委員	神 澤 創	委員	浦 林 直 子
委員	坪 井 美 佐	委員	レイノルズあい
委員	西 井 久 之		

5 事務局職員出席者

教育振興部長	真 銅 宏	生涯学習部長	八 重 史 子
教育振興部次長	坂 谷 操	教育総務課長	辻 中 伸 弘
教育指導課長	城 野 聖 一	学校給食センター所長	植 島 秀 史
こども課長	(教育振興部次長兼務)	こども課指導主事	新 土 和 美
子育て支援総合センター所長	辻 本 多 佳 子	生涯学習課長	梅 谷 信 行
図書館長	西 野 貴 子	スポーツ振興課長	西 政 仁
教育総務課課長補佐	山 本 英 樹	教育指導課課長補佐	前 田 伸 行
こども課課長補佐	松 田 悟	こども課保育幼稚園係長	窪 田 陽 介
教育総務課(書記)	牧 井 望	教育総務課(書記)	鬼 頭 永 実

6 傍聴者 1名

午前9時30分 開会

○開会宣告

○台風19号被災者への黙とう

○日程第1 前回会議録の承認

○日程第2 教育長報告

・教育委員会委員候補者の公募状況と今後の手続について、中田教育長から説明

・平成30年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果の概要について、城野教育指導課長から説明

<参照：資料1>

(質疑)

神澤委員：不登校について、家庭状況と友人間の問題が多いというお話だったが、具体的にどのようなものがあるのか。

城野課長：家庭状況に起因するものとしては、家庭の生活環境の急激な変化、親子関係をめぐる問題、家庭内の不和という要因によって、不登校になる児童生徒が増えている。友人関係については、暴力行動にも同様のことが言えるが、コミュニケーション能力が未熟な児童生徒が多く、感情をコントロールできない等、上手く友人関係を築くことができず、不登校になってしまうケースがある。

神澤委員：家庭環境の問題については、特に小学校低学年では、ネグレクトや虐待の兆候が見受けられる家庭もあるかと思うが、関連する報告もあるか。

城野課長：ネグレクト等については、いくつか報告を受けている。そのような場合、担任が家庭訪問をする等、学校できめ細かく対応している。

神澤委員：要対協との連携についても説明を受けたい。

城野課長：きめ細かく連携している。共同で家庭訪問をしたり、それぞれのケースに対してケース会議をしている。また、地域の民生委員にもお声かけし、地域で見守りをしている。

神澤委員：実務者会議は定期的開催されているのか。

辻本所長：実務者会議は月一度、要対協は3ヶ月に一度実施している。不登校についても、様々な理由があるので、原因を見定めながら、どのような対応が適切か要対協と協議し、対応をしている。

神澤委員：適応指導教室に通う児童生徒の性別、年齢を伺いたい。

城野課長：性別については報告が無いが、平成30年度については、女子が多いように感じた。男子は17名中3～4名だったと思う。

神澤委員：不登校については、以前は中学校の男子が多かった時期もあったが、傾向が変わっているのか。

城野課長：適応指導教室に通っている児童生徒数で言うと、女子が多い。適応指導教室にも通えず、引きこもってしまっている男子もいると報告を受けている。現在は学校に通えなくなっているものの、今後学校への復帰や進学を目指し、適応指導教室に通っている児童生徒には、女子が多い。

神澤委員：学校からの訪問について、市内の状況を伺いたい。

城野課長：最低1か月に一度は家庭訪問を実施している。また、毎週連絡し、配布物を届けるなど、家庭と関わりを持っている。

西井委員：暴力行為について、対教師はないのか。

城野課長：対教師に限れば、0件である。

西井委員：暴力行動全体の数値は徐々に増えてきつつある。数年間隔で学校が荒れる時期があり、当市でも中学校が荒れていた時期があった。現在は生徒間の争いのみのようだが、深刻化しないように見守っていただきたい。

浦林委員：不登校については、学校から家庭と関係を持とうと働きかけるものの、虐待が考えられる等、そもそも保護者が問題を抱えている場合、関係の構築は難しいと思う。学校が直接的に関係を築くことが難しい状況の中で、家庭支援チームたけのこによる、訪問型家庭教育支援が有効だと思う。地域の中で問題を抱えておられる家庭に対して、幼少期から見守り、小中学校在学中も継続的に見守ることができる。現在は学校でのイベント型の取組をされているが、今後訪問型家庭教育支援の実施を目指していくことを考えれば、人材について、専門家の養成についても前向きに検討していただきたい。

梅谷課長：ご提案いただいた方向で、事務局でも検討中である。以前ご紹介いただいた橋本市への視察をし、今後の活動に反映させていく予定だ。チームたけのこについては、設立2年目なので、まずはイベント等で周知し、地域との信頼性の構築も同時並行で進めていきたい。

レイズ委員：3種類についての現状を報告いただいた。どの問題についても、言葉のコミュニケーションが取れず、暴力やいじめに発展し、不登校に発展するケースが多いようだ。学校だけでなく、家庭においてもコミュニケーションを教える必要があると思う。ただ、リスクがある児童生徒の中には、家庭状況も踏まえて、向き合っていかななくてはならない子どももいるので、その点でもスクールカウンセラー等の必要性を感じる。また、近年、不登校は良くないという価値観が薄れ、無理して学校に行くことはないという価値観が根付きつつある。学校等の集団にいるのが辛い子どももいるので、学校以外で学びの機会が保障でき、また、意義がある、充実した生活を送れば問題ないと思う方もいる。そのような考え方や多様なニーズに対応するためには、幅広い選択肢が必要になっ

ている。集団行動が苦手な子のための適応指導教室や、スクールカウンセラーについて、人員配置に配慮が必要だと感じる。現時点で人員不足、受け入れ態勢の問題等について、報告はないのか。

城野課長：昨年度文部科学省より、IT機器を活用した家庭学習を出席と見なすか、各自治体で検討すべきという旨の通知を受けた。また、当市の近隣にもあるが、フリースクールに通っている児童生徒に対しても、学校での学習過程と近しく、適切と判断されれば、出席とみなしている。レイノルズ委員のご発言にあったとおり、学習環境は多様化している。また、人員配置については、スクールカウンセラーは各校に配置しており、調整に当たっていただいている。教育支援施設にも2名、週1日ずつ配置しており、子ども達に対応していただき、指導方法についても相談に乗っていただいている。また、教育支援施設には、週1日でスクール・ソーシャル・ワーカーも配置している。ケース会議の中で、家庭状況に対して関係機関がどのような働きかけができるか等について、助言を頂いている。

坪井委員：いじめについて、件数が増えているが、1つの校区内で頻繁にあるのか、あるいは市内の複数校で発生しているのか。また、同じ子が何度も繰り返した場合、どのように計上されるのか。

城野課長：いじめについては、すべての学校で起こっている。各校で挙げられる件数は、本結果よりも多くなっている。各学校で、それぞれの子ども達から聞き取りを行い、いじめと認められるものを計上している。暴力行為については、動機は把握しているものの、誰がしたかという点は不明なので、重複しているかは分からない。

坪井委員：西井委員から、数年ごとに荒れる時期があると伺ったが、それはある校区、学校だけなのか、市内全域で荒れてしまうのか。また、コミュニケーション能力不足について、大阪市内にある生野南小学校では、以前月に30件ほど暴力事件があった時代もあったそうだが、国語の授業とコミュニケーションに重きを置いて指導した結果、10分の1程度に激減したそうだ。今年度学校訪問をした際に、壱分小学校でも国語に力を入れているとお話を伺ったので、国語の指導に力を入れることによって暴力行為が減るのか、データを取れば、相関関係が分かると思う。

中田教育長：すべての項目について、全国的な傾向として、毎年増加傾向になっているが、要因について考察があれば伺いたい。

城野課長：学齢期に増えているのは、友人関係を築くに当たってのコミュニケーション能力の未熟さがある。幼児期に外に出て遊ぶ体験の機会が減少していることによって、コミュニケーション能力にも多大な影響があると考えられる。また、核家族が増加し、地域と家庭の関わりが分断しており、家庭環境としても家に一人ぼっちの子、一人っ子が多くなっている。以

前は地域の子ども同士、兄弟間で構築されてきたコミュニケーション能力を構築する機会が、希薄になっていると考えられる。

中田教育長：家庭教育・地域力の指摘があった。明確な答えはないと思うので、原因と考えられる部分について、各方面から取り組みたい。

寺田委員：教師間のいじめの問題について、子ども達に対しても暴力行為が容認される風潮ができてしまうという危機感を抱いた。教育委員としてできることはないのかと考えてしまう。家庭環境について、家族が仲良かったら、兄弟関係も仲良くなる。学校も同じで、先生方が仲良いと、子ども達も仲良くなる。先日、桜ヶ丘小学校の運動会に出席したが、ダンスの時間に先生同士が声を掛けあい、仲良くしている姿を見て、良い環境だと思った。先生方の心のゆとりによって、先生同士のコミュニケーションが生まれる。地域環境、家庭環境も子どもたちの心を育てる環境として改善の余地があると思うが、学校の雰囲気作りも重要だ。先生方の心のゆとりを生み出すのは、教育委員会の務めだと思う。

・教育改革担当の生駒市職員採用（社会人対象）について、中田教育長から説明

○日程第3 諸般の報告について

・11月行事予定について、辻中教育総務課長、梅谷生涯学習課長から説明（質疑）

神澤委員：ユースネットの周知について、ツイッター、チラシ配布とあったが、学校向けにも周知するのか。

梅谷課長：現在、不登校となってしまう子どもが増えている中で、子ども達にとってもユースネットを一つの選択肢にしてほしいと考えており、校長会の際、全生徒分のチラシを配布した。また、地域での教育という観点から、民生児童委員との連携を深めたいと考えているので、11月以降準備を進めていく。他にはインターネットも駆使しながら、地域に波及させていきたい。

神澤委員：ネーミング上仕方ないのかもしれないが、ユースネットが不登校支援をしていることが市民にはあまり知られていない。

梅谷課長：現段階では、小中学校には十分に周知できていないと感じている。16歳～40歳という対象年齢が広まっており、高校生以上という印象があるのだろう。しかし、我々としては、0歳から高齢者まで、様々な年齢層に対応していかななくてはならないと考えている。また、ユースネットは教育相談室と異なり、土日も開いており、また教育相談室とも連携を取っているため、その点をお知らせしていきたい。

神澤委員：不登校からひきこもりになってしまう方の割合は非常に高い。教育相談室との連携をしており、また素晴らしい人材を配置しているので、生涯学習課として、市民の皆様にも知ってもらおう工夫をしていただきたい。

○日程第4 報告第17号 令和元年生駒市議会第5回（9月）定例会提出議案の結果について

・令和元年生駒市議会第5回（9月）定例会提出議案の結果について、辻中教育総務課長から説明

<参照：議案書p1>

（質疑） なし

審議結果 【報告のとおり承認】

○日程第5 報告第18号 生駒市子どものための教育・保育給付の支給認定に関する規則の一部を改正する規則の制定について

・生駒市子どものための教育・保育給付の支給認定に関する規則の一部を改正する規則の制定について、坂谷教育振興部次長から説明

<参照：議案書p2、資料2>

（質疑）

飯島委員：本件は幼児教育保育の無償化に伴う、名称・定義の変更や手続の変更、整備と考えて良いか。

坂谷次長：従来は「生駒市子どものための教育・保育給付の支給認定に関する規則」という題名であった。新制度に移行していない、主に私立の園について、その施設を示すための「施設等利用給付」という名称に変更した。これは、国で定めた用語をそのまま使用しているものである。

飯島委員：申請様式については、ダウンロードできるのか、手書きのみなのか。

坂谷次長：ホームページに掲載しているほか、窓口にて紙でも用意している。

飯島委員：ホームページに載せているものは、ワードやエクセル等、自宅のコンピュータで直に入力できるのか。

窪田係長：PDFで掲載しており、入力できない。

飯島委員：そのような配布方法であれば、申請書の記入に当たっては基本的に手書きになると思う。記入内容が細部にわたっており、かなり丁寧に書かなくてはならない。また、手書きの文字は、市役所の担当者としても読みづらい。PDFに文字を入力するには別途ソフトが必要になるので、可能であれば、ワード版等もホームページに載せていただければと思う。

審議結果 【報告のとおり承認】

○日程第6 報告第19号 生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例施行規則の制定について

- ・生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例施行規則の制定について、坂谷教育振興部次長から説明

<参照：議案書p13>

(質疑) なし

審議結果 【報告のとおり承認】

○日程第7 報告第20号 生駒市特定教育・保育施設における給食費徴収規則の制定について

- ・生駒市特定教育・保育施設における給食費徴収規則の制定について、坂谷教育振興部次長から説明

<参照：議案書p17>

(質疑)

飯島委員：項目として主食費、副食費（おやつ代を除く。）、おやつ代とあるが、主食費と副食費を合わせて給食費、それと別でおやつ代と考えれば良いか。

坂谷次長：主食と副食は同時に提供され、おやつは午後3時に提供するもので、提供時間が異なるため、別物である。

飯島委員：この項目の表記は、これまでも変わっていないのか。

坂谷次長：従来は要綱として制定しており、教育認定子どもの給食費は1回240円としていた。満3歳以上の保育認定子どもの副食代は、以前は保育料に加算されていたが、主食費は1回30円に提供回数に乗じた額を別途徴収していた。主食と副食を合わせて給食であるにもかかわらず、分類しているため分かりづらくなっているが、特に私立保育園では、主食のみ持参される方や、園で炊いたものを提供する園もあることから、受益者負担であることを踏まえ、満3歳以上についても、分類を合わせている。

飯島委員：主食費と副食費は同時に提供するものの、取扱いが異なるのであれば、「副食代（おやつ代を除く。）」ではなく「副食費（米飯は除く。）」等の表現にするのが望ましい。事務局にて、一度表現を検討していただきたい。

審議結果 【報告のとおり承認】

○日程第8 議案第30号 生駒市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

- ・生駒市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について、辻中教育総務課長から説明

<参照：議案書 p 2 2、資料 3、追加資料 1 ～ 4 >

(質疑)

中田教育長：追加資料があるが、組合、校長会の意見があるので、説明いただきたい。

真 銅 部 長：追加資料 1 については、前回教育委員会のその他資料と同じである。追加資料 2 は、校長会で意見をまとめたものである。追加資料 3 は、現場の意見として、先日組合との意見交換会を実施した内容のまとめである。追加資料 3 について、説明申し上げる。授業時数の確保については、新学習指導要領に対応し、週 1 コマの授業時数の増加が必要となり、その分夏期休業期間を短縮し、従来の時間割どおりで授業時数を確保したいという事務局の考えに対し、これまでと同じ期間内で調整し、十分確保できるという意見であった。同様に、小学校 1 ～ 2 年生と中学校については、新学習指導要領で授業時数を増やす必要はないため、一体で考えるべきではないという意見を頂いている。また、夏期休業期間中の休暇取得や夏期研修に影響を及ぼすという懸念も上がった。現在、政府より変形労働時間制の導入が検討されており、10月18日には改正法案が閣議決定された。その背景の中で、夏期休業期間の短縮は時期尚早だという意見もあった。該当期間に 2 学期の授業準備や運動会の準備をされる先生もおられ、その時間が無くなるのは厳しいという意見もあった。また、奈良市での夏期休業短縮による教育的効果の検証を待ってからでも良いのではないかという意見もあった。また、夏期休業期間は親と過ごす大切な時間であり、登校させることによって生徒指導上の対応も必要になるので、負担が増えると考えている先生もおられた。同時に、8月中の登下校に伴う熱中症に対する懸念も上がっている。部活動について、夏期の大会に参加する生徒が授業に出られなくなる可能性も考えられるほか、金管バンドの顧問については、夏期の大会の関係上、8月最終週にしか休暇を取れるタイミングが無く、子ども達にとっても休める期間が短くなることに対して懸念されていた。その他の意見としては、保護者は賛成するだろうが、それだけで決定しないでほしいという意見、重要な案件なので慎重に協議をしていただきたいという意見を頂いている。

中田教育長：学校教育のあり方検討委員会の教育環境向上部会においても協議されていれば、意見を伺いたい。

城 野 課 長：教育環境向上部会としては、授業時数の確保のためには夏期休業期間の短縮が望ましいという意見となった。その意見を踏まえて、全体会でも協議を依頼したところ、保護者代表の委員は、夏休みの短縮は空調が入ったからという理由で決定するのではなく、授業時数の確保について

様々な策を検討した上で、決定すべきだという意見が挙がった。学識経験者の委員からは、働き方改革と教育の質の向上をセットで考えなくてはならないという意見があった。

飯島委員：組合との意見交換会、校長会の意見は、夏期休業期間の短縮に否定的な意見ばかりだ。また、校長会の意見には、メリットとデメリットを挙げて検討するようという意見がある。現場からの意見として肯定的な意見は少なかったのか。

真銅部長：組合との意見交換会については、全教員ではなく、60名程度の出席だったが、そこでの意見は反対だった。現状の夏期休業期間が短くなることは働き方改革に逆行するという意見があった。事務局としては、追加資料1にあるように、子ども達の学力向上のために、全体的にバランスのとれた時間配置をしていきたいと考えており、この考えもその場で伝えている。校長会の意見としても、様々な意見を頂戴しているが、夏期休業期間を短縮して、授業時数を確保し、子ども達の学力向上を図っていくという、全国的な傾向があると認識している。

飯島委員：以前、先生方が疲労を感じているというアンケート結果もあったと思う。このままでは、先生方のモチベーションが下がることが懸念される。夏期休業期間が短縮されなければ、平日がこれまで以上に忙しくなってしまうが、夏期休業期間を短縮することで、今までの忙しさと同程度で維持されるという内容だけでは、説明として不足していると思う。夏期休業期間の短縮によって、先生方の働き方改革に資する何かの提示され、先生方にとっても、8月最終週に授業実施した方が、負担が少なくなれば、ご納得をいただけると思う。何かそのようなアイデアはないか。

真銅部長：休暇を取れない理由として、夏期研修があると思うので、夏期研修を精選して1回にまとめるなど、負担軽減策を考えている。また、部活動についても、部活動指導員の拡充によって、負担を軽減し、先生が休暇を取得できるように、引き続き取り組んでいきたい。

中田教育長：組合からは、時間外を減らせと言われても仕事を減らす取組が足りないという意見が出ている。先生方も自らの業務を見直し、効率性を向上させ、市教委も教員の負担軽減のためにできることをしなくてはならない。互いに意識改革が必要だ。また、夏期休業期間の閉庁日の期間については、国の動向としては10日間という方向に向いている。正式な決定を待っていたら、来年度から始まる新課程に間に合わないのので、取り組める負担軽減策はどんどん実施して、教員が10日間休んでも差し支えない環境整備をしなくてはならない。時間創造プログラムにもあったように、地域力を活用した学校支援等、抜本的な学校改革が必要だと感じている。働き方改革と教育の質の向上に向けた教育改革は、表裏一体であるからこそ、授業時数の確保に当たっては、夏期休業の短縮なしに

実現は難しいと考えている。現場からの意見もあるが、行政として総合的な判断をしていきたいと考えている。

西井委員：変形労働制について、週の労働時間を増やして、夏期休業期間に代休をまとめ取りというのと、土曜授業を想定していると思う。土曜授業は3時間といっても、1日がかりの勤務になってしまうので、労働条件は悪くなる。また、週労働時間は国で定めるのに、教員のみ月に1度土曜日に授業をする週だけ時間数を足すというのは、小手先な印象を受ける。授業改善、先生方のゆとりの創出、学校行事を進めていく上で、夏期休業期間の短縮はやむを得ないと考えているが、変形労働制の導入については研究をする必要があると思う。

イリス委員：組合のご意見で、授業時数を十分に確保できるとあったが、どのような案か。

城野課長：今年度、学校独自で、追加資料1にあるような、1週間29コマ、委員会時間1時間の時間割を組んだ学校があった。この場合、毎日6時間授業となる。当初は子ども達から不平不満が出たようだが、現在は慣れつつあるという報告であった。しかし、子どもが疲弊していく点、習い事との時間の調整、夕飯時間や家での休息ができない点は見過ごすことはできない。また、現在は、一般的に水曜日を5時間授業とし、先生方の会議や研修の時間としていたが、それを6時間授業の後の1時間程度の時間で済まさなくてはならなくなり、全職員で十分な意見交換を実施するのは難しいと考えられる。また、校長会からは、モジュールの案も出ているが、1日の休み時間が短くなる。そのような点を配慮すれば、夏期休業期間の短縮が最も望ましいと考えている。

坪井委員：追加資料3に「夏休みを短縮することでコストが増える」とあるが、具体的にどのようなものがあるのか。

真銅部長：主に、学校施設を1週間早く稼働することによる光熱水費である。また、短縮に伴って、給食開始を前倒しとする場合、給食に関する様々な費用が、その日数分かかる。ご意見の内容としては、短縮にかかる経費が他の教育費で相殺されて、他の教育費が圧迫されるのではないかという懸念である。

寺田委員：校長会からの意見については、もう少し賛成のご意見もあるのかと思っていたが、現場の先生方の多忙さを見ていると、そうはいかない現状はあると推測できる。8月25日から2学期を始めるという点については、それが最適なタイミングなのか。また、冬休みの開始を遅らせ、冬休みを若干短くする手段もあると思う。先生方にも納得していただける形に近づけたい。既に夏期休業期間を短縮している他市から意見を頂き、事務局から歩み寄る姿勢も必要だと思う。校長先生方も事務局と同

じ意見ならば踏み切ることもできたが、現状では短縮に踏み込めないと
思う。

中田教育長：校長会の意見は、組合の代弁になってしまっていて、校長としてのマネ
ジメントについてどう思うのかという視点が入っていないので、再度意
見を頂きたいと考えている。本件については、授業時数の補足のため、
既に取り組んでいる学校もある。その効果についても、次回報告し、更
なる検証をしていきたい。

審議結果【継続審議】

○日程第9 その他

・台風19号における被害状況等について、辻中教育総務課長、梅谷生涯学習課長か
ら説明
(質疑)

坪井委員：今回の台風は広範囲にわたり、関東地方では、避難者を受け入れられな
いと張り出された施設もあったというが、当市では学校への避難者は最
高何名まで受け入れ可能なのか。

辻中課長：何名という想定はないが、現在はまず多目的室で受入れ、多くなるよう
なら体育館、普通教室を開放して、受け入れられる限り受け入れる。そ
れでも受け入れられないという場合は、本来避難所ではないが、自治会
館や集会所も開放すると思われる。

・生駒市学校教育のあり方検討委員会の審議状況について、坂谷教育振興部次長、城
野教育指導課長、辻中教育総務課長から説明
(質疑)

中田教育長：パブリックコメントの実施主体はどこか。

辻中課長：学校教育のあり方検討委員会からである。

中田教育長：その方向でお願いしたい。その他資料1には、12月にパブリックコメ
ント素案を教育委員会と議会に報告するということだが、議会の前に教
育委員会に報告があると考えて良いか。

辻中課長：パブリックコメント素案の報告については、12月中旬に市民文教委員
会が予定されているので、議会へはその際に報告する。教育委員会に対
しては、月末の定例会にて報告するので、会議での報告は議会より後
になるが、委員の皆様に対しては、素案が決まり次第、メール等でお知ら
せする。

中田教育長：その後、答申は3月か。

辻中課長：答申は3月である。

中田教育長：教育委員としては、いつ意見を出すことができるのか。

辻 中 課 長：答申を受けて、教育委員会で案を決定する。答申が出た段階で、内容についてご審議いただき、最終的に教育委員会にてまとめていく。

中田教育長：パブリックコメントについては、教育委員会に対する答申案を取りまとめるため、様々な意見を反映させるために実施されるが、その際、議会へもパブリックコメント案を報告し、意見を受ける。パブリックコメント案は教育委員会にも報告されるものの、パブリックコメント実施の報告であり、教育委員会の意見を求めるものではない。市民、議会の意見を受けて、学校教育のあり方検討委員会にて案を作られる。その答申案に対して、総合教育会議にて審議し、実際の施策を取りまとめるのが教育委員会の立場である。

・ 保育所に係る関連規則の制定改廃について、坂谷教育振興部次長から説明
(質疑) なし

・ 生駒市学校給食センター運営協議会への意見徴取について、植島学校給食センター
所長より説明
(質疑)

西 井 委 員：給食費の近隣の状況を取りまとめていただき、次回以降資料として提供
していただきたい。

《 暫時休憩 》

○閉会宣告

午前 11 時 37 分 閉会